

# 沼津市新型インフルエンザ等対策行動計画(案)の骨子

## 第1章 総論

### 第1節 市の責務、計画の位置づけ、構成等

#### <1 市の責務及び計画の位置づけ>

##### (1) 市の責務

市は、国や県、他の市町等と相互に連携し、市域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、市内において関係機関が実施する新型インフルエンザ等対策を総合的に推進します。

##### (2) 行動計画の位置づけ

新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき作成します。

##### (3) 行動計画に定める事項

行動計画の中で、市内における次に掲げる事項について定めます。

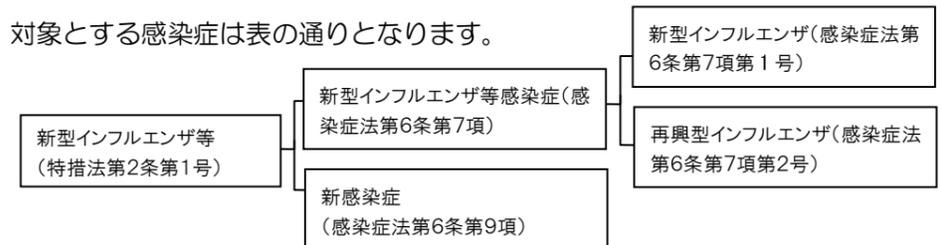
- ア 新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に関する事項
- イ 市が実施する措置に関する事項
  - ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び市民への適切な方法による提供
  - ・市民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置
  - ・生活環境の保全その他の市民の生活及び経済の安定に関する措置
- ウ 新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
- エ 他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- オ 市長が必要と認める事項

#### <2 行動計画の構成>

総論と各段階における対策の2章構成とし、第2章は、5つの発生段階に分類し、想定状況及び主要項目ごとに記載します。

#### <3 対象とする感染症>

対象とする感染症は表の通りとなります。



### 第2節 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針

#### <1 目的及び基本的な戦略>

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護します。
- 市民の生活及び地域経済に及ぼす影響を最小とします。

#### <2 基本的考え方>

政府行動計画において基本的な考え方を示しており、市の対策も、この考え方に基づいて行うものとします。

#### <3 留意点>

- 次の点に留意します。
- 基本的人権の尊重
  - 危機管理としての特措法の性格
  - 関係機関相互の連携協力確保
  - 記録の作成・保存

#### <4 流行規模及び被害想定等>

- 発生時の被害想定 全人口の約25%が発病  
(沼津市) 医療機関受診患者数 約2万1千人～約3万9千人  
死亡者数 約300人～約1千人
- 社会への影響 従業員の欠勤を最大40%と想定(ピーク時の約2週間)

#### <5 対策推進のための役割分担>

- 市 ①行動計画の作成②対策本部の設置、運営③組織の整備、訓練④予防接種体制の確保⑤市民に対する情報提供⑥市民の生活支援⑦要援護者への支援⑧県、近隣市町、関係機関等の緊密な連携
- 一般の事業者 ①発生に備えた感染対策の実施②感染防止のための措置の徹底、一部事業の縮小
- 市民 ①発生に備えた知識の取得②マスク着用・咳エチケット・手洗い・うがい

#### <6 行動計画の主要6項目>

- ① 実施体制 相互連携、体制の整備
- ② サーベイランス・情報収集 様々な情報の収集・分析により判断
- ③ 情報提供・共有 正確な情報を多様な媒体により迅速に実施
- ④ 予防・まん延防止 流行のピークを遅らせること など
- ⑤ 医療等 医療体制の整備
- ⑥ 市民生活・地域経済の安定の確保 事前準備

#### <7 発生段階>

- 未発生期 発生していない状態
- 海外発生期 海外で発生した状態
- 国内発生早期 国内で発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
- 国内感染期 患者の接触歴が疫学調査で追えない状態
- 小康期 患者が減少し、低い水準の状態

## 第2章 各段階における対策

	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>●行動計画の作成 特措法の規定に基づき行動計画の作成、見直しを行う。</li> <li>●体制整備、連携強化 ア 職員の配置等、必要な必要な体制、参集基準、連絡手段等を整備する。 イ 情報交換、連携体制の確認、訓練を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型インフルエンザ等対策の実施 基本的対処方針及び県の対策に従い実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型インフルエンザ等対策の実施 基本的対処方針及び県の対策に従い実施する。</li> </ul> <p>【緊急事態宣言発令時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対策本部の設置 直ちに対策本部を設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新型インフルエンザ等対策の実施 速やかに対策本部を設置するとともに、基本的対処方針及び県の対策に従い実施する。</li> </ul> <p>【緊急事態宣言発令時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●対策本部の設置 直ちに対策本部を設置する。</li> <li>●代行・応援等の措置の活用 代行や応援等の措置の活用を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対策本部の廃止 緊急事態解除宣言がされたときは、遅滞なく対策本部を廃止する。</li> </ul>
サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県への報告 集団風邪(インフルエンザ様疾患)の発生報告を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県への報告 集団風邪(インフルエンザ様疾患)の発生報告を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県への報告 集団風邪(インフルエンザ様疾患)の発生報告を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県への報告 集団風邪(インフルエンザ様疾患)の発生報告を徹底するよう学校関係者等の協力を求め、県へ報告する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●県への報告 集団風邪(インフルエンザ様疾患)の発生報告を調査し、県に報告する。</li> </ul>
情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>●継続的な情報提供 各種媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。</li> <li>●体制整備等 ア 時期や媒体等の検討を行い、あらかじめ想定できるものは決定しておく。 イ 情報提供体制を構築する。 ウ 相談窓口の準備を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住民への周知 海外での発生状況、現在の対策などを周知する。</li> <li>●国、県等との情報共有 対策の理由、プロセス等をメール等により共有する。</li> <li>●相談窓口の設置 適切な情報提供を行うとともに、情報内容を把握し、次に反映する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報提供 発生状況や対策などをできる限りリアルタイムで情報提供する。</li> <li>●国、県等との情報共有 対策の方針等をインターネット等により共有する。</li> <li>●相談窓口等の体制充実・強化 相談窓口等の体制を充実・強化する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●情報提供 発生状況や対策などをできる限りリアルタイムで情報提供する。</li> <li>●国、県等との情報共有 対策の方針等をインターネット等により共有する。</li> <li>●相談窓口等の継続 相談窓口等を継続する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相談窓口等の縮小 状況を見ながら、相談窓口等の体制を縮小する。</li> </ul>
予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対策実施のための準備 市民に対し感染対策の普及を図るとともに理解促進を図る。</li> <li>●予防接種(特定接種) 国の事業者登録に協力するとともに、接種体制を構築する。</li> <li>●予防接種(住民接種) 住民接種体制の構築を図る。(体制や接種の場所、接種時期の周知など)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●予防接種(特定接種) 職員の対象者に対して実施する。</li> <li>●予防接種(住民接種) 住民接種体制の構築の準備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●予防接種(特定接種) 職員の対象者に対して実施する。</li> <li>●予防接種(住民接種) 市民に対して新臨時接種を実施する。</li> </ul> <p>【緊急事態宣言発令時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●予防接種(住民接種) 市民に対して臨時の予防接種を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●予防接種(特定接種) 職員の対象者に対して実施する。</li> <li>●予防接種(住民接種) 市民に対し新臨時接種を実施する。</li> </ul> <p>【緊急事態宣言発令時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●予防接種(住民接種) 市民に対して臨時の予防接種を実施する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●予防接種(住民接種) 市民に対し新臨時接種を進める。</li> </ul> <p>【緊急事態宣言発令時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●予防接種(住民接種) 市民に対して臨時の予防接種を進める。</li> </ul>
市民生活・地域経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要援護者への生活支援の準備 要援護者の把握と具体的な手続きを決めておく。</li> <li>●火葬能力等の把握 火葬能力や遺体安置施設の把握、検討を行う。</li> <li>●物資及び資材の備蓄等 医薬品その他の物資及び資材の備蓄や施設及び設備の整備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺体の火葬・安置 遺体安置施設の確保の準備を行う。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺体の火葬・安置 遺体安置施設の確保の準備を行う。</li> </ul> <p>【緊急事態宣言発令時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活関連物資等の価格の安定等 価格高騰や買占め、売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。</li> <li>●水の安定供給 消毒など必要な措置を講ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●遺体の火葬・安置 遺体安置施設の確保の準備を行う。</li> </ul> <p>【緊急事態宣言発令時】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●生活関連物資等の価格の安定等 ア 価格高騰や買占め、売惜しみが生じないよう調査・監視をするとともに、供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。 イ 住民への情報共有や相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。 ウ 価格の高騰や供給不足に対して適切な措置を講ずる。</li> <li>●要援護者への生活支援 生活支援、搬送、死亡時の対応等を行う。</li> <li>●埋葬、火葬の特例等 遺体安置施設等を直ちに確保する。</li> <li>●水の安定供給 別に定める計画により必要な措置を講ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緊急事態措置の縮小・中止 国内状況等を踏まえ、緊急事態措置の合理性が認められなくなった場合は、緊急事態措置を縮小・中止する。</li> </ul>

※サーベイランス 発生状況の調査・監視及び収集・分析